



平成23年12月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 林 和宏 編集担当責任者 番井 菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115 イラスト 小原有津子

～ 成年後見制度ってどんな制度 ? ～



病院勤務の看護師です

高齢で少し認知症の人が退院して一人暮らしに戻る予定。本人に代わって介護サービスを利用できるように手配したり、お金の管理をする人が必要だわ。でも近くに親族さんがいないし・・・。



ケアマネージャーです

在宅で介護サービスを利用している人が、最近お金の管理ができなくなってきて、介護サービス費が支払われなくなってしまった。ご本人に代わってお金を管理してくれる人がいればいいのに。



娘です

財産管理が難しくなってしまった母親の通帳を管理していた兄が母親の入院費を払わないので、自分のところに病院から請求がきた。もう兄には任せられない。兄に代わって母親の通帳を管理してくれる人がいればいいのに。



もの忘れで不安になることがあります・・・



支払いが分からなくなり、困っています・・・



子どもたちが自分のことで仲たがいをしまいましょう・・・

★成年後見制度利用に関する相談場所★

- 札幌家庭裁判所：成年後見制度の説明会を開催 予約不要
第2・第4金曜日(平日のみ) 10:00～
場所：札幌市中央区大通西12丁目札幌家庭裁判所
- 札幌司法書士会相談センター：無料面談相談 予約Tel011-272-9035
- リーガルサポートさっぽろ：無料電話相談
平日 12:00～15:00 Tel011-280-7077

成年後見制度を
検討するケース
です！



★成年後見制度のポイント★

- 判断能力が低下した人のための制度なので、「体は不自由だけれど頭はしっかりしている」という方は制度の対象ではありません。
- 一度制度の利用を開始すると、ご本人が回復するか、ご本人が亡くなるまで続きます。一時的な利用は原則できません。
- 家庭裁判所が後見人の指導監督をします。
- 判断能力が低下したご本人のための制度なので、親族が後見人になっても、親族のためにご本人の財産を処分したり、使い込んだりすることは禁止されています。
- 後見人には、未成年者などを除いて、誰でもなれるので、親族が後見人になることができます。しかし、親族間で争いがあったり、後見人候補の親族に問題があったりする場合は、家庭裁判所が職権で司法書士などの第三者を後見人に選ぶことがあります。
- 親族ではなく、司法書士などの第三者が後見人になった場合は後見人に報酬が発生し、ご本人の財産から支払われることとなります。
- ご本人の預金が高額な場合は、家庭裁判所が職権で後見監督人を選任することがあります。

★ 家庭裁判所へ成年後見制度利用申立★

- 申立ができる人：本人・配偶者・四親等内の親族
(本人のいとこまで)
 - 必要な書類：①医師の診断書(家庭裁判所指定)
②本人・申立人の戸籍・住民票等
③本人の財産関係のわかる書類
④本人の収入・支出のわかる書類
 - 費用：①申立・添付書類等：約2万円
②鑑定費用：約6万円(不要場合があります)
③司法書士に書類作成を依頼した場合は
司法書士費用：各事務所の規定とおり
- ※申立のための費用は、原則家庭裁判所の手続き終了後、ご本人の財産から支出することができます。

★申立時のポイント★

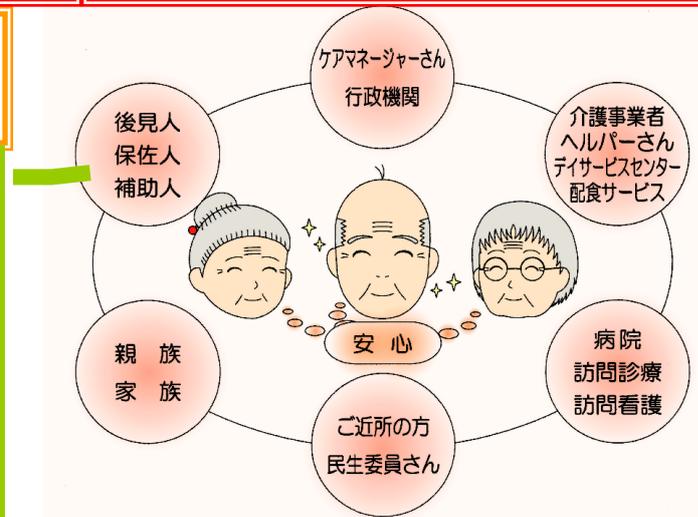
- ご本人の判断能力によって、三つの類型(成年後見類型・保佐類型・補助類型)に分かれます。
どの類型になるのかは、申立時の医師の診断書によって決まりますが、鑑定によって変更になることがあります。
- 申立の時には、家裁裁判所がご本人(可能であれば)、申立人(親族)、後見人候補者と面談して調査します。
- 申立の後にも様々な調査があるため、申立をしてから後見人が決まるまで、2週間から2ヶ月ほど時間がかかります。



後見人が決まったら、みんなで連携してご本人の生活を支えます

後見人・保佐人・補助人は、①ご本人のために必要な契約締結(介護サービス利用契約・家事代行サービス利用契約等)②財産管理(各種費用の支払い)③各機関との連絡調整をすることで、たくさんの人でご本人を見守る体制をつくります。

実際に家事や介護をすることはありません。



★ 後見人にできること★

- ・介護サービス契約締結
- ・年金・公的機関の手続き
- ・預貯金の管理
- ・入院費・施設費・家賃等の支払い
- ・賃貸借契約・施設入所契約
- ・相続手続き・不動産売買手続き
- ・不要な契約の取り消し

★ 後見人にできないこと★

- ・実際に家事や介護をすること
(後見人は家事や介護をする人を手配します)
 - ・保証人・身元引受人になること
 - ・ご本人の医療行為について同意すること
 - ・ご本人の死亡後、葬儀・埋葬をすること
- ※これは親族以外の第三者後見人ができないことです。
親族後見人が親族の立場ですることは問題ありません。

司法書士会からの

お知らせ



- ホームレスの方を対象とした「炊き出し・法律相談会」を開催します。
平成24年2月18日(土) 18:00~
札幌市民ホール 2階会議室にて
(札幌市中央区北1条西1丁目)

- 『第2回司法書士による相続遺言教室』開催
平成24年2月25日(土) 10時~12時
札幌司法書士会にて(札幌市中央区大通西13丁目)
無料 予約電話番号 011-281-3505

編集後記

物事に熟練するということは、素晴らしいことではあるが、反面落とし穴もある。
国語辞典によれば、「慣れる」「馴れる」「狎れる」などがある。
「慣れる」は経験を重ねて物事が上手くできるようになる。習熟する。とある。
「馴れる」はなじんで違和感が無くなることをいう。とある。
「狎れる」とは親しくするあまり礼儀を失した振る舞いをする。とある。
「狎れる」に陥らないように自らを律することも大切なことである。